平成26年度から	公勺手金又入が	国党戦員を支つた	国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ	・納付猶予期間がある人へ
引き上げられます村県民税の均等割が	ある人の確定申告	不審な電話に注意	保険料の追納をお勧めします	お勧めします
東日本大震災の復興財源を	公的年金等の収入金額の合	国税局や税務署の職員を	〈問い合わせ〉	1096(367)2503〈問い合わせ〉熊本東年金事務所
確保するため、平成25年から	計額が400万円以下で、か	装った不審な電話がかかる事	•••	
所得税・法人税が増税されま	つ、公的年金等に係る雑所得	例が増加しています。	■国民年金保険料の	・「法定免除・申請免除期間」が「若
した。また、平成20年から地	以外の所得金額が20万円以下	内容	追納をお勧めします!	年者納付猶予·学生納付特例期間」
方税法の改正に伴い、防災の	である場合には、所得税およ	アンケート調査や統計調査	国民年金保険料の免除(全額免除・	より先に経過した月分である場合
ための経費の財源として、「村	び復興特別所得税について確	と称して「年齢や家族構成を	一部免除・法定免除)や、若年者納	は、どちらを優先して納めるか本
県民税の均等割」が年額10	定申告をする必要はありませ	教えてほしい」「年金はもらっ	付猶予、学生納付特例の承認を受け	人が選択できます。
00円引き上げられます。	ĥ	ているか。額はいくらか」「預	た期間がある場合、保険料を全額納	• 「若年者納付猶予·学生納付特例期
※村県民税は、皆さんに一律	ただし、	金額はいくらか」など	めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳	間」の中では、先に経過した月分
で負担していただく均等割	①所得税および復興特別所得	■「怪しい…」と思ったら	から受けられる年金)の受け取り額	から納めることになります。
と、所得に応じて税額が決	税の還付を受けるためには、	①即答は避ける	が少なくなります。	・「法定免除・申請免除期間」の中で
まる所得割で構成されます。	確定申告書を提出する必要	②相手の所属部署・氏名・電	そこで、これらの期間の保険料は、	は、先に経過した月分から納める
適用期間	があります。	話番号を確認	将来受け取る老齢基礎年金を増額す	ことになります。
平成2年度~3年度までの	②住民税の申告が必要な場合	③一旦電話を切って、熊本国	るために、10年以内であれば古い月	
10年間	があります。	税局(納税者支援調整官)	分から納める (追納)ことができます。	※追納のお申込み・ご相談はお近く
税額	詳しくは、国税庁ホーム	または最寄りの税務署(総	ただし、免除等の承認を受けた期	の年金事務所までお願いします。
• 村民税均等割	ページ (http://www.nta.	務課)問い合わせる	間の翌年度から起算して3年度目以	
年額3,500円	go.jp/)をご覧いただくか、	詳しくは、国税庁ホーム	降に追納すると、当時の保険料額に	
(現行3,000円)	最寄りの税務署へご相談くだ	ページ (www.nta.go.jp) ま	一定の加算額が上乗せされます。	
• 県民税均等割	さい。	たは、最寄りの税務署にお気	 一部免除を受けた期間は、残りの 	
年額2,000円	〈問い合わせ〉	軽にお尋ねください。	納付すべき保険料が納付されてい	, 0
(現行1,500円)	阿蘇税務署	〈問い合わせ〉	なければ追納はできません。	い一年金
〈問い合わせ〉	旭0967 (22)0551	• 熊本国税局	• 「若年者納付猶予·学生納付特例期	
役場税務課課税係	※自動音声案内に従い「2」	111096 (354)6171	間」が「法定免除・申請免除期間」	
℡(62)9181	を押してください。	• 阿蘇税務署	より先に経過した(古い)月分で	
		110967 (22)0551	ある場合は、「若年者納付猶予・	
		※自動音声案内	学生納付特例期間」が優先します。	

5 広報南阿蘇 12 2013 Vol. 106